

## 別記 1（新規就農者育成促進）

### 第 1 事業計画書の作成及び認定

この事業は青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項により認定を受けた計画）の目標年次までに実施する 3 か年度以内の事業とし、年度ごとに、全体事業計画とそれに基づいた事業計画を作成し、認定するものとする。なお、その内容は青年等就農計画と整合性を図るものとする。

### 第 2 事業計画の申請

市町村長は、申請に当たっては、農業委員会長、農業協同組合長の意見書（様式 7 号、様式 8 号）を添付するものとする。

### 第 3 市町村助成

市町村長は、この事業の実施に際して、支援対象者の負担軽減を図るため、助成に努めるものとする。

### 第 4 補助対象及び事業費の範囲

- （1）国庫補助事業を優先的に活用し、国庫補助事業で支援対象とならない場合に限り、本事業の対象とする。
- （2）補助金算定上限事業費拡大の対象となるのは、園芸・畜産の導入・拡大及び経営の多角化の取組とする。

## 別記2（中山間地域活性化対策）

### 第1 一般事項

#### 1 対策の支援型と対象地域

- (1) 補助金交付要綱別表「Ⅲ 中山間地域活性化対策」は、その目的に応じて、「地区支援型」、「やるき農家支援型」の支援型で実施する。
- (2) 「地区支援型」の対象となる地域は、事業実施要領第3の3に掲げる中山間地域とする。
- (3) 「やるき農家支援型」の対象となる地域は、前項のほか、「農林統計に用いる農業地域類型区分のうち中間農業地域及び山間農業地域」のいずれかに該当する地域とする（別表（中山間地域活性化対策事業対象地域一覧）参照）。

支援型 \ 対象となる地域	4法指定地域（特農、振興山村、過疎、離島）	直接支払制度協定締結地域を主な受益とする地域	農林統計上の中間・山間農業地域（旧町村単位）
地区支援型	○	○	—
やるき農家支援型	○	○	○

※ 各支援型は「○」が付いたいずれかの地域に該当すること。

※ 4法指定地域とは、以下の地域のいずれかに該当する地域とする。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72条）第2条第4項の規定に基づき、特定農山村地域として公示された地域
- ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村として指定された区域
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づき、過疎地域として公示された市町村の区域
- ④ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

※ 農林統計上の中間・山間農業地域は、平成15年4月1日現在の旧市町村単位とする。

#### 2 各種振興計画との整合

補助金交付要綱別表「Ⅲ 中山間地域活性化対策」の実施に際しては、地域において策定される計画等「中山間地域等直接支払制度」に基づく「集落協定」、「経営所得安定対策等実施要綱」に基づく「水田収益力強化ビジョン」又は「農業経営基盤強化促進法」に基づく「地域計画」との整合を図るものとする。

### 第2 支援型別事項

#### 1 地区支援型

##### (1) 目的

中山間地域が抱える課題に柔軟に対応するとともに、継続的営農体制の構築や地域の特性を活かした農林水産業の振興、定住環境の整備など集落協定の実践等を総合的に支援し、個性と魅力ある農山村の形成を図る。

##### (2) 優先採択

事業採択に当たっては、集落協定に基づき、継続的営農体制の早期実現を図るための機械・施設等整備を優先的に採択するものとする。

(3) 事業主体

事業主体は別表1に記載のとおりとする。（「中山間地域担い手団体」については、要領第3の4参照。）

2 やるき農家支援型

(1) 目的

担い手育成と併せ、限られた農用地で最大限の所得確保が可能な高付加価値・高収益型農作物等を導入して高収益性の経営体を育成し、中山間地域農業の活性化を図るほか、遊休農地や効率的な利用を図る必要のある農地の耕作を促進し、区域内農業生産の維持増進を図る。

(2) 事業主体

事業主体は、以下のア、イのいずれかとする。

ア 次の(ア)～(オ)の要件をすべて満たしている農業者（1戸1法人を含む。）。

(ア) 中山間地域に居住していること。

(イ) 次のいずれかに該当するか、又は該当することが確実と見込まれること。

a 農業経営基盤強化促進法第12条に基づく農業経営改善計画認定農業者

b 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（以下「特定農山村法」）第5条に基づき、「農業経営の改善及び安定のための計画」を認定された農業者の組織する団体の構成農業者

(ウ) (イ)の計画に基づき、「新潟県特別栽培農産物等認証制度」もしくは「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」に基づく認証を受けた農産物の生産、新規作物の導入又は生産方式の改善によって収益性の高い農業経営を行うと認められる農業者であること。

(エ) 農業主業の地域リーダーであること。

(オ) 遊休農地や遊休農地となるおそれのある農用地を賃借等によって解消（耕作）しているか、又は解消（耕作）する見込みのある農業者であること。

イ 要領第3の4に規定された中山間地域担い手団体のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する業務執行役員が1名又は2名の法人。

(3) 補助対象

補助対象は以下のとおりとし、市町村が事業費の一定率以上を補助する場合にその補助額の一部を助成するものとする。

ア 農業者については、次の目的を達成するのに必要な事業実施要領第3の8、9に定める機械、施設、基盤等の整備とする。

(ア) 「新潟県特別栽培農産物認証制度」若しくは「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」に基づく認証を受けた農産物の生産・加工・販売

(イ) 新規作物の導入（生産方式の改善含む。）・加工・販売

イ 中山間地域担い手団体については、中山間地域の農地等において継続的な耕作等を実施するために必要な事業実施要領第3の8、9に定める機械、施設、基盤等の整備とする。

(4) 事業計画書の作成

事業を実施しようとする農業者及び中山間地域担い手団体は、市町村や農業団体の協力を得て事業計画書を作成し、申請書（様式9号）とともに市町村長に提出するものとする。

別表（中山間地域活性化対策事業対象地域一覧）

振興局	市 町 村		区 分		
			地区支援型	やるき農家支援型	備 考 (一部対象地域)
村上	村上市	旧市町村			
		村上市			
		荒川町			
		神林村	◎	◎	
		朝日村			
	山北町				
	関川村		◎	◎	
粟島浦村		◎	◎		
新発田	新発田市	新発田市	△	○	米倉村、赤谷村、中浦村
		豊浦町			
		加治川村	○	○	
		紫雲寺町			
	阿賀野市	安田町			
		京ヶ瀬村			
		水原町			
	胎内市	笹神村	○	○	
		中条町			
	聖籠町	黒川村	○	○	
新潟	新潟市	新潟市			
		新津市			
		白根市			
		豊栄市			
		小須戸町			
		横越町			
		亀田町			
		岩室村	△	△	間瀬村
		西川町			
		味方村			
		潟東村			
		月潟村			
		中之口村			
	巻町	△	△	浦浜村	
	五泉市	五泉市	△	△	下条村
		村松町	△	○	十全村、川内村
	阿賀町	津川町			
		鹿瀬町	◎	◎	
		上川村			
		三川村			

振興局	市 町 村		区 分		
			地区支援型	やるき農家支援型	備 考 (一部対象地域)
		旧市町村			
三 条	三 条 市	三 条 市			
		下 田 村	○	○	
		栄 町			
	加 茂 市		○	○	
	燕 市	燕 市			
		分 水 町			
		吉 田 町			
田 上 町					
弥 彦 村					
長 岡	長 岡 市	長 岡 市	△	△	太田村、大積村
		中之島町			
		越 路 町			
		三 島 町	△	△	大津村
		山古志村	○	○	
		小 国 町	○	○	
		与 板 町			
		和 島 村	○	○	
		栃 尾 市	○	○	
		寺 泊 町	○	○	
	川 口 町	○	○		
	見 附 市	△	△	見附町、上北谷村	
	出雲崎町	◎	◎		
小千谷市	◎	◎			
魚 沼	魚 沼 市	堀之内町			
		小 出 町			
		湯之谷村	◎	◎	
		広 神 村			
		守 門 村			
		入広瀬村			
南 魚 沼	南 魚 沼 市	六 日 町			
		大 和 町	△	◎	東村
		塩 沢 町	△		上田村
	湯 沢 町	◎	△		
十 日 町	十 日 町 市	十日町市			
		川 西 町			
		中 里 村	◎	◎	
		松 代 町			
	松之山町				
津 南 町		◎	◎		
柏 崎	柏 崎 市	柏 崎 市	○	○	
		高 柳 町	○	○	
		西 山 町	△	△	内郷村、石地町
	刈 羽 村				

振興局	市 町 村		区 分		
			地区支援型	やるき農家支援型	備 考 (一部対象地域)
	旧市町村				
上越	上越市	上越市	△	△	金谷村、桑取村
		柿崎町	○	○	
		大潟町			
		安塚町	○	○	
		浦川原村	○	○	
		大島村	○	○	
		牧村	○	○	
		頸城村			
		吉川町	○	○	
		中郷村	○	○	
		板倉町	○	○	
		清里村	○	○	
		三和村	○	○	
		名立町	○	○	
	妙高市	新井市			
		妙高高原町	◎	◎	
妙高村					
糸魚川	糸魚川市	糸魚川市			
		能生町	◎	◎	
		青海町			
佐渡	佐渡市	両津市			
		相川町			
		佐和田町			
		金井町			
		新穂村	◎	◎	
		畑野町			
		真野町			
		小木町			
		羽茂町			
		赤泊村			

注1) 市町村：令和2年4月1日現在の市町村名

旧市町村：平成15年4月1日現在の市町村名

注2) ◎・・・市町村の全地域が事業対象地域

○・・・合併前の市町村の全地域が事業対象地域

△・・・一部地域（備考欄：昭和25年2月1日現在の市町村名）が事業対象地域

注3) 本表以外の地域においても、知事が必要と認める地域は事業対象（要綱別記（中山間地域の取扱い）の2参照）

## 別記3（リースの取扱について）

### 第1 取扱基準

リースは民間リース会社や農業協同組合、第3セクター（以下「リース会社等」という。）からなる事業主体と、当該機械等（以下「機械等」という。）を利用する農林漁業者等（以下「借受者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結する事業であって、以下の要件を満たすものとする。

#### 1 リース期間

機械等の耐用年数以上とする。

#### 2 年間リース料

次の算定式で算出した額以下であること。

(1) 「農業協同組合」が事業主体となって実施する場合

$$\frac{\text{事業主体負担}\{(事業費-補助金)+初期投資\}}{\text{機械等の耐用年数(リース期間)}} + \text{年間管理費}$$

(2) 「農業協同組合以外の者」が事業主体となって実施する場合

$$\frac{\text{(購入金額-補助金)+動産総合保険料+固定資産税+事務手数料}}{\text{機械等の耐用年数(リース期間)}}$$

#### 3 リース契約

事業主体と借受者との間において、リースの目的、期間、年間リース料、リース料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。

#### 4 災害の報告

借受者は、機械等の利用を責任をもって行い、災害等により機械等に異常がおきた場合は、事業主体に速やかに報告するとともに、事業主体は、事業実施要領第7の5に基づき届け出を行うこと。

#### 5 借受者への指導

事業主体は、認定農業者及び認定新規就農者等が機械等の借受者となる場合については、経営改善計画及び就農計画等が達成するよう特に留意すること。なお、民間リース会社が事業主体にあっては、市町村が借受者の経営改善計画等が達成するよう特に留意すること。

#### 6 事業主体が実施する審査等

事業主体は、借受者に対してあらかじめリース実施に必要な調査・審査及び必要書類、連帯保証人の徴収等ができるものとする。

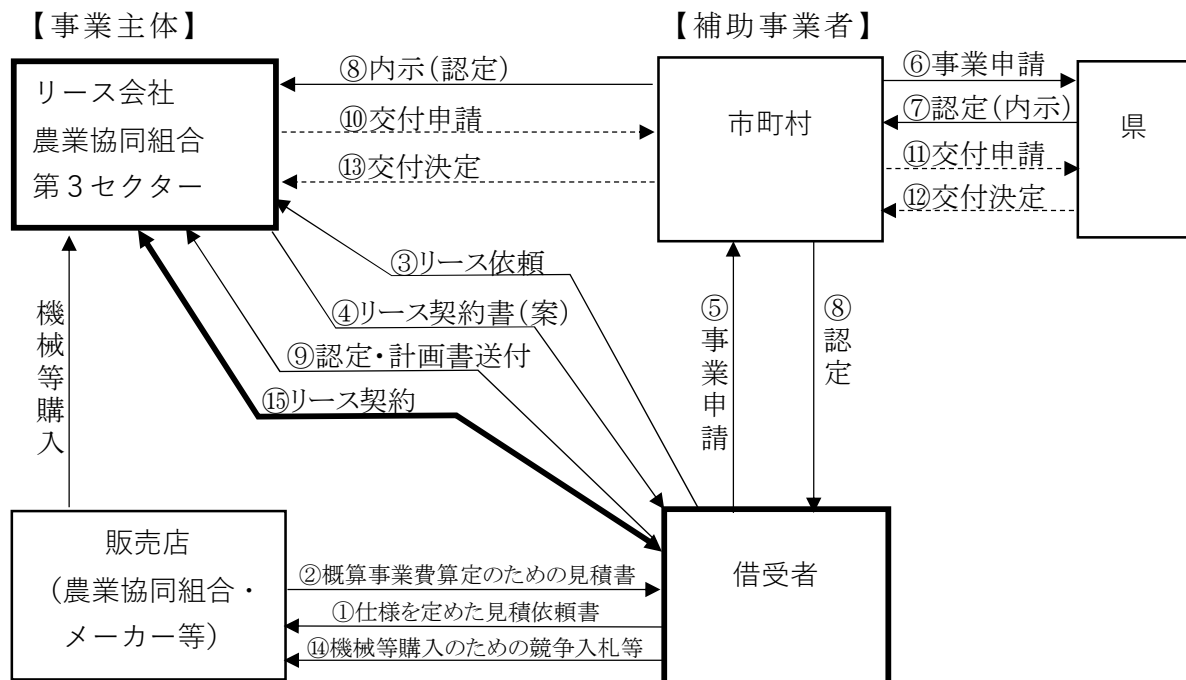
#### 7 助成

県は、毎年度予算の範囲内において、リースするために必要となる機械等の導入に要する経費に対して助成を行うものとする。

なお、事業主体が民間リース会社の場合は、毎年リース料の助成に要する経費として取り扱うことができるものとする。

## 第2 リースの実施方法（補助事業者が市町村の場合）

### 1 実施のフロー及び内容



- ① 借受者が導入したい機械等の仕様を定め、販売店等に、概算事業費算定のための見積依頼書を送付する。  
なお、特定の機種導入が必要な場合はその理由を明確にし、機種を指定した見積依頼書を送付する。
- ② 借受者が販売店等から見積書を徴収し、概算事業費を算定する。
- ③ ②で算定した概算事業費を前提として、借受者が複数（3者以上）のリース会社等にリース契約見積依頼書を送付する。
- ④ リース会社等からリース契約書（案）（リース料金含む。）を借受者に提示し、借受者は最低価格のリース料金を提示したリース会社等を事業主体に決定する。  
なお、借受者は決定した事業主体のほか、選考に漏れたリース会社等にも連絡すること。
- ⑤ 借受者は、上記までに決定した事項を基に補助事業を市町村に実施申請する。  
なお、実施申請は借受者と事業主体の共同でも構わないこととする。
- ⑥ 市町村は、県へ補助事業を申請する。  
なお、申請に当たっては、事前に県へ事業概要を説明のこと。
- ⑦ 県から市町村へ補助事業の認定を通知（併せて補助金額を内示）する。
- ⑧ 市町村から借受者へ県と同様に補助事業の認定を通知する。  
また、市町村は、④で決定した事業主体へ補助金額を内示する。
- ⑨ 借受者は、市町村からの認定通知と事業計画書の写しを事業主体に送付する。
- ⑩ 事業主体は、借受者から送付された補助事業申請時に使った事業計画書と認定通知の写しを添付し、補助金の交付申請書（定型様式）を市町村に提出する。
- ⑪ 市町村は、同様に県へ補助金の交付申請書を提出する。
- ⑫ 県から市町村へ補助金の交付決定を通知する。

- ⑬ 市町村は、同様に事業主体へ補助金の交付決定を通知する。
- ⑭ 借受者は、認定通知受理後、導入機械等の仕様書等により競争入札等を実施し、最低価格を提示した販売店と機種を事業主体に連絡する。  
 なお、①で導入機種を決定済みの場合は、機種を指定した競争入札等を実施する。
- ⑮ ⑭で事業費が決定した段階で、借受者と事業主体とで新たにリース料を設定し、リース契約を締結する。
- ⑯ 上記①及び②に関し、概算事業費算定のための見積を徴収する者はリース会社等でもできるものとする。  
 この場合、  
 ア 借受者は、希望する機械等を仕様書等により提示し、複数（3者以上）のリース会社等へ、概算事業費及びリース料の見積徴収を併せて依頼する。  
 イ リース会社等は機械等を選定の上、概算事業費とリース料を借受者へ通知する。  
 ウ 借受者は、最低価格のリース料を提示したリース会社等を事業主体に決定し、市町村へ事業申請する。
- ⑰ ⑭の競争入札等の実施は、事業主体でも構わないこととする。

## 2 その他必要な事項

- (1) 事業主体のしゅん工報告について  
 事業主体は、リース契約を締結し、借受者に機械等が導入されたときは、導入機械等の確認を行った上で、しゅん工報告書に出来高設計概要書、補助事業収支明細書を添付し、市町村に報告するものとする。  
 また、事業主体はあらかじめ、以下に示す補助事業簿冊を整備しておくものとする。
- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| ① 事業計画書及び仕様書等             | (借受者→事業主体へ提出) |
| ② 見積書、又は入札関連書類            | (借受者→事業主体へ提出) |
| ③ リース機械等の売買契約書            | (事業主体)        |
| ④ リース機械等借受書（納品書と同様）、又は納品書 | (事業主体)        |
| ⑤ 機械等の確認写真                | (事業主体)        |
| ⑥ リース契約書                  | (事業主体)        |
| ⑦ 売買代金の支払額、年月日がわかる帳簿      | (事業主体)        |
| ⑧ 補助金の受入額、年月日がわかる帳簿       | (事業主体)        |
| ⑨ 補助金の往復文書                | (事業主体)        |
- (内示・補助金交付申請書・交付決定・実績報告書・請求書・額の確定通知等)
- (2) 市町村の完成検査の実施について  
 ア 書類検査は原則、事業主体に検査に入ることとする。ただし、あらかじめ指定した補助事業簿冊を徴収し、確認することとしても良い。  
 なお、この場合の書類は写しでもかまわないものとする。  
 イ 現場検査は、原則、借受者に検査に入ることとする。なお、事業主体の立ち会いは必要に応じ求めることができるものとする。

## 3 リース実施の手続きに必要な参考様式

- (1) 実施フロー①及び②について  
 : 様式 11 (概算事業費算定用見積依頼書)
- (2) 実施フロー③について  
 : 様式 12 (リース見積依頼書)
- (3) 実施フロー⑤について  
 : 取り組もうとする各事業細目の様式を準用。  
 また、事業主体から提出のあったリース契約書(案)を添付すること。